女子差別撤廃条約 を知っていますか？

第二次大戦後、国連は世界の人権状況改善のために、昭和５４(1979)年に国連総会で女子差別撤廃条約※を採択し、性別による差別の禁止や女性の地位向上に取り組みました。この条約は『世界の女性憲法』と呼ばれ、世界で初めての法的な拘束力を持つ条約で、各国において男女平等を進めるために重要な役割を果たしています。

※正式名称：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子差別撤廃条約とは

女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約。
条約の締約国は、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されている。

条約の締約国数　　2024年9月現在：189カ国

日本の署名・批准

昭和５５(１９８０)年、第２回世界女性会議において、日本初の女性大使である高橋展子デンマーク大使が政府を代表し、女子差別撤廃条約に署名しました。
批准※に向け５年をかけて国内法を整備し、昭和６０(１９８５)年に批准しました。
（※批准：国が条約を承認すること）

批准に向けての日本の３つの取り組み

①「国籍法改正」
外国人と結婚した日本の女性が、自分の子に日本国籍を取得できるようになった

②「家庭科共修」
女子のみ必修は「教育における男女平等」に反することから、学習指導要領が改正され、男女共通の選択必修科目になった

③「男女雇用機会均等法」
労働基準法では男女平等の規定がなく、あらゆる待遇面で多数の差別があったことから、「男女雇用機会均等法」が制定された

国際的な現在の取組

女子差別撤廃委員会(国連)

・条約の実施に関する進捗状況を検討するため設置
①毎年会合を開き、締約国の報告を検討
②委員会の活動を経済社会理事会を通じて国連総会に報告
③締約国から得た情報の検討・提案・勧告を行う

日本は・・・

令和３年９月に女子差別撤廃条約実施状況第９回報告を提出、令和6年10月に審査
（ジュネーブ国連欧州本部において、約５時間にわたる審査に対応）

・締約国は、その国内のあらゆる分野で女性の人権が守られているかどうかについて常に目を向け、差別をなくすよう政策を進めなければならない